

令和6年門審第2号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 四級海技士（航海）
指定海難関係人 b
職 名 A甲板員

本件について、当海難審判所は、理事官高橋寿則出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和4年10月31日05時43分少し前
鹿児島港東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A
総 ト ン 数 158トン
全 長 42.40メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 853キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

Aは、平成11年9月に進水したかつお一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に操舵スタンドを、右舷側に機関制御コンソールを、左舷側に1号及び2号レーダーを、操舵スタンド前面の棚に右舷側からGPSプロッター2台、3号レーダー及び潮流計をそれぞれ備えていた。

(2) 関係人の経歴等

ア a 受審人

a 受審人は、（一部省略）同年12月に船長職に就いていた。

イ b 指定海難関係人

b 指定海難関係人は、（一部省略）平成25年12月甲板部航海当直部員の資格認定を受けた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人及びb 指定海難関係人ほかインドネシア共和国籍の技能実習生8人及び特定技能外国人2人を含む21人が乗り組み、かつお一本釣り漁の餌を積み込む目的で、船首1.2メートル船尾4.1メートルの喫水をもって、令和4年10月30日21時30分宮崎県目井津漁港を発し、鹿児島県黒神町所在の餌場（以下「黒神餌場」という。）に向かった。

ところで、鹿児島港東方沖合に位置する神瀬灯台周辺には、水深2メートル未満の浅所域である神瀬が拡張しており、a 受審人は、この存在を承知していた。

また、a 受審人は、船橋当直を、自身、b 指定海難関係人ほか甲板

部航海当直部員の資格を有する甲板員（以下「資格甲板員」という。）4人による2時間交替の単独6直制とし、GPSプロッターに航行予定の地点を入力して針路線を表示させ、その針路線に沿って航行するように資格甲板員に指示していた。

そして、a受審人は、資格甲板員に船橋当直を委ねて休息をとる際、黒神餌場の到着予定時刻を確認するために、鹿児島県知林ヶ島東方沖合の地点及び鹿児島港と同県桜島との中間地点をGPSプロッターに入力して距離を確認したところ、神瀬灯台付近を航過する針路線が表示されたものの、同灯台の手前で自ら起床して操船する予定であった。

a受審人は、翌31日02時30分頃鹿児島県佐多岬沖合で昇橋して鹿児島湾に向けて北上し、03時03分神瀬灯台から174度（真方位、以下同じ。）30.0海里の地点に達したとき、資格甲板員に船橋当直を委ねて休息をとることとしたが、自ら起床することができるものと思い、報告すべき地点の指示を行うことなく、操舵室後部の寝台に移動した。

b指定海難関係人は、04時00分頃知林ヶ島沖合で前直者と交替し、GPSプロッターに表示されている針路線に沿って航行して05時30分少し過ぎ神瀬灯台から163度2.4海里の地点で、針路を344度に定めて自動操舵とし、11.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

05時38分少し過ぎb指定海難関係人は、神瀬灯台から162度1,700メートルの地点に至り、船首方に認めた同灯台の灯光を船舶の表示する灯火と誤認し、同船を左舷側に避けようとして針路を348度に転じたとき、神瀬まで1,450メートルのところとなり、その後同瀬に向首して接近する状況となったが、船位の確

認を十分に行わなかったもので、この状況に気付かなかった。

こうして、b 指定海難関係人は、神瀬に向首したまま続航し、05時43分少し前神瀬灯台から121度280メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、神瀬に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

a 受審人は、操舵室後方の寝台で休息していたところ、衝撃を感じて乗揚の事実を知り、事後の措置に当たった。

乗揚の結果、舵板及び同軸に曲損、船尾船底外板に擦過傷を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、鹿児島港東方沖合において、黒神餌場に向けて航行中、船位の確認が不十分で、神瀬に向首進行したことによって発生したものである。

運航が適切でなかったのは、船長が、報告すべき地点の指示を行わなかったことと、船橋当直者が、船位の確認が不十分で、神瀬に向首する状況に気付かなかったことによるものである。

a 受審人は、夜間、鹿児島港東方沖合において、黒神餌場に向けて航行中、資格甲板員に船橋当直を委ねて休息をとる場合、報告すべき地点の指示を行うべき注意義務があった。しかし、同人は、自ら起床することが出来るものと思い、報告すべき地点の指示を行わなかった職務上の過失により、自ら操船できず、神瀬に向首進行して乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を

1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年9月25日

門司地方海難審判所

審判官 関 昌 芳